

# 連結の範囲について

## On the Area of Consolidation

林 直 樹

### 序

連結の範囲および持分法適用の範囲を決定することは、連結財務諸表作成にかかわる基礎的事項の出発点となるものである。本稿では、連結の範囲の判定基準のうち、とくに持株比率基準と支配力基準とによる範囲の判定に論点を絞って、これらを考察し、あわせて日本における連結財務諸表原則の若干の問題点を指摘してみようと思う。日本の現状では、持株比率50%以下でも、所有会社がかなり実質的な支配を被所有会社に対して行使しているケースが多いといわれている。したがって、持株比率50%以下における連結の範囲にかかわる問題はかなり重要なポイントとなるのである。なお、本稿では、非連結子会社にかかわる問題はこれを省略する。

### 1. 日本の連結財務諸表原則における連結の範囲

従来、連結の範囲をめぐるさまざまな議論が展開されてきた。連結の範囲にかかわる主要な判定基準には、持株比率基準（持分基準）と支配力基準のほかに、開示能力基準<sup>注(1)</sup>と重要性基準と営業の一体性基準等がある。日本の大蔵省企業会計審議会が昭和50年6月に公表した連結財務諸表原則では、連結の範囲の判定基準として基本的に持株比率基準を採用し、次のように述べている。「親会社は、原則としてすべての子会社を連結の範囲に含めなければならない。親会社とは、他の会社における議決権の過半数を実質的に所有している会社をいい、子会社とは、当該他の会社をいう。親会社及び子会社又は子会社が他の会社における議決権の過半数を実質的に所有している場合における当該他の会社もまた子会社とみなすものとする。」<sup>注(2)</sup>以上のことから明らかなように、議決権株式の過半数を実質的に所有していることが連結の範囲の判定基準とされている。さらに、非連結子会社および関連会社に対する投資勘定の貸借対照表価額の問題については、「非連結子会社及び関連会社に対する投資勘定は、連結貸借対照表上、原則として、持分法により計算した価額をもって計上しなければならない」としているのが注目される。ここで持分法とは、原価法に対比される概念であって、「投資会社が被投資会社の純資産及び損益のうち投資会社に帰属する部分の変動に応じて、その投資勘定を各期ごとに修正する方法をいう」<sup>注(4)</sup>と規定されている。また、関連会社の定義として「関連会社とは、連結会社（親会社及び連結された子会社をいう。）が、子会社以外の他の会社の議決権の百分の二十

以上を実質的に所有し、かつ、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて当該会社の財務及び営業の方針に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社を<sup>注(5)</sup>いう」と表現されている。

一般に、連結の範囲の判定基準としては、議決権株式の過半数所有がメルクマールとされている。しかしながら、過半数所有の場合であっても、事情によっては、非連結子会社と判定されることもある。たとえば、業務活動の内容が同質ではないとき、あるいは、一体ではないとみなされるときには、連結の範囲から除外されることになる。日本の連結財務諸表原則は、以上の文言から察すると、議決権株式の過半数所有を前面に押し出してはいるが、他方、過半数持株の非連結子会社や、20%以上の持株である関連会社に対する持分法の適用を認めている点において、一般的な連結の範囲の判定基準をより弾力的に運用できるようにしようとした姿勢をうかがうことができる。このように日本の連結財務諸表原則では、連結の範囲の判定基準として、基本的に持株比率基準を採用しているが、これは黒澤清氏も述べているように、アメリカおよびドイツにならったものと考えられる<sup>注(6)</sup>。しかしながら、連結財務諸表原則を実際に適用する場合、日本においては、持株比率50%以下でも、かなり実質的な支配を行っているケースが多いといわれている現状を考えると、以上の規定では、若干の問題が残されるのではないかと思われる。次節では、企業主体理論の代表的主張者であるムーニッツによる連結の範囲にかかわる見解を考察してみよう。

## 2. ムーニッツにおける連結の範囲

本節ではまず、企業主体理論の代表的主張者であるムーニッツが、連結の範囲に対して、いかなる見解をもっているかについて考察する。次に、彼の見解の至らない点に対する若干の批判を加えることとする<sup>注(7)</sup>。

ムーニッツによれば、一般原則としては、2つないしそれ以上の法律的单位からなる経済的実体または企業実体が存在するときには、連結財務諸表を作成すべきであるが、経済的実体が存在しないときには、連結財務諸表は作成されないであろうという。しかしながら、この原則を適用する方法は、事情が異なれば、非常にむつかしくなる。したがって、この一般原則を客観的で確定的なものにするため、それに具体性を与えなければならない。そのための有力な基準として、ムーニッツは持株比率基準および支配力基準という主要基準のほかに、営業の類似性、国際的集中および処理の首尾一貫性という部分基準について論じているが、以下においては、そのうち持株比率基準と支配力基準とに論点を絞って考察してみよう。

まず、株式所有による企業の結合については、単に株式所有ということだけではなく、それとならんで、株式所有によって与えられる権力もまた重視されるという。一群の会社が一体となって営業できるための必要条件は、中央集権的な支配の存在であり、議決権株式の所有は支配の1つの重要な形態であるが、株式所有と支配とは異なるものであって、支配こそわれわ

れが注目しなければならないものである。しかしながら、このような支配の存在を客観的に確かめる方法としては、議決権株式を所有し、これに伴う議決権を行使しているかどうかをみるのがよい。したがって、議決権株式の過半数所有ということは、親子会社関係の決め手として役に立つテストとなる。なお、無議決権株式が発行されているときには、事態が一層複雑となり、その場合、潜在的議決権しかもたぬ株式をも含めた、すべての株式を過半数所有していないかぎり、安定した支配の座を保持しつづけることができないこともあるという。

次に、少数株式所有と支配活動とが結びついている場合が広範囲に存在している。その場合、代理人や議決権信託という形で過半数に転化できるときは、連結財務諸表の作成は正当化される。ただし、その他の形態の株式所有であって、議決権株式の半分すら親会社が所有していないときが問題となる。つまり、結合体が存在するかどうかの決め手として「株式所有」と「中央集権的支配」とのうち、どちらを選択すべきかという問題である。この問題については、有効な支配こそが決定要素であり、株式所有は支配を保持するための道具であるにすぎないから、後者の方を重視しなければならない。したがって、少数株式の保有によって、少数派グループの支配の集中が存在していることが明らかなきには、連結に含めるのが適切である。

以上要するに、持株比率それ自体は連結の範囲を正確に示す基準としては不十分なものであり一方で、本質的要素たる支配と、他方で子会社株式に対する親会社持分の額とを、一定の数量的等式関係で一般的に示すことはできない。支配を伴わない過半数株式所有や支配を伴った少数株式保有の例は、ごく普通にみられるところである。株式所有による諸関係とその意味・内容の考察を含めたあらゆる方法で、支配の存在をみつけださねばならないという。

次に、支配力基準については、ムーニッツはたとえば投資信託会社または投資銀行が、他社に対する支配力をもっていても、この支配力を現実に行使しないかぎり、連結に含めることはできないという。このようにして、会計上の基準としては、支配力よりもむしろ支配が実際に存在するかどうか、という点が重視されなければならない。したがって、支配力は単にそれが潜在的に存在するというだけでは、不十分であり、手引とはなりえない。支配力は実際に行使されていなければならない、と述べているにすぎない。

以上、われわれはムーニッツの所説を理解することができた。持株比率に対しては、一応議決権株式の過半数所有が有効なテストとなるとしながらも、持株比率そのものは支配を獲得するための道具であるにすぎないから、連結の決め手とはならない。持株比率そのものよりもむしろ、中央集権的支配の方を重視しなければならないと主張して、かなり明確な態度をとっている。しかしながら、支配力基準に対しては、簡潔に述べられており、支配力よりは、支配が実際に行使されているかどうかの問題であるとのみ指摘しているにすぎない。以上察するに、ムーニッツにおいては支配力基準が論理的に持株比率基準よりすぐれていることは暗に認めていても、それを実際に適用する場合の困難さを考えて、かかる表現に落ち着かざるをえなかったのではないか、と思われる。

### 3. 持株比率基準による範囲の判定と問題点

前節までの論議によって明らかになったように、持株比率基準による範囲の判定は、主としてその実行可能性という点から、多くの諸国で支持を受けてきた。けだし、議決権株式の50%超所有ということは、実務的にも明解であり、かつ、画一的な基準であるといえる。また、連結財務諸表原則におけるように、非連結子会社・関連会社投資に対して持分法を適用するとしても、前者は議決権株式の50%超所有の会社であり、後者は議決権株式の20%以上保有の会社を意味している。

かかる持株比率基準を基本的に採用している国としては、第1節でも述べたが、日本およびアメリカ、ドイツ、フランス等をあげることができる。なお、国際会計基準は1974年12月公表の公開草案第3号では、支配力基準をとっていたが、1976年6月公表の確定した基準では、原則として持株比率基準をとっている。<sup>注(8)</sup>けだし、持株比率基準の特長は、その実行可能性と客観性とに存しており、ここに多くの先進国で採用されてきた所以がある。かくして、持株比率基準は連結の範囲の判定にかかわる有力な基準としての地位を保持しつづけてきたのである。

しかしながら、持株比率基準の実行可能性と客観性という特長は、同時に若干の問題点をも含むこととなる。つまり、持株比率基準による範囲の判定では、実質上の経営支配を反映できるのかどうか、という点である。いいかえるならば、持株比率基準という形式的で、かつ、理論的にやや問題のある基準によって、はたして企業の経済的実体を十分に反映できるのかどうか、という問題である。かかる問題は資本主義制度の産物である株式会社に常につきまとう問題であり、とくに所有と経営の分離という現象がいちじるしい近代の株式会社に該当することである。

次に、持株比率基準による判定は理論的にやや問題があるとしても、現実にはほかに有力な代替案が考えられないので、さしあたり、持株比率基準による判定を、いかにして実質的な支配を反映することのできるものに改善するか、という点に絞って論じてみよう。

従来、一般に議決権株式の50%超保有ということが持株比率基準による判定のメルクマールであった。この一般的なメルクマールについては、あまり問題点はないと考えてよい。実質的な支配の考えられない子会社に対しては、非連結子会社という概念で処理することもできるからである。次に、連結財務諸表原則におけるごとき、持株比率20%以上の関連会社という概念について考えてみよう。連結財務諸表原則でいう関連会社とは、形式的には持株比率20%以上であって、実質的にも当該会社に対して重要な影響を与えることができる会社、つまり、支配力基準に該当する会社を意味していた。かかる関連会社を持分法で処理することが、はたして、現実の企業の経済的実体を十分に反映することになるのかどうか、という点に若干の問題が残っている。さしあたり本節では、関連会社という概念を現実には重視すべきではないかと考えて、

これを連結子会社として処理したらどうかということを描するにとどめたい。次節では、われわれは支配力基準による連結の範囲の判定にかかわる諸問題について論ずるであろう。

#### 4. 支配力基準による範囲の判定と問題点

従来、支配力基準による範囲の判定は、持株比率基準による範囲の判定とならんで、有力な基準の1つであると考えられてきた。支配力基準による範囲の判定は、実質的で、かつ、理論的にすぐれたものとされてきた。かかる支配力基準による範囲の判定を主として採用している国は、イギリスおよび、前節でも述べたが、国際会計基準公開草案第3号である。黒澤清氏によると、「イギリス式では、取締役に対して連結範囲からの除外の決定について判断する権限を会社法上付与しており、取締役の意見として、連結の結果が誤解を招くおそれがあると判断される場合には、ある会社を連結の範囲にふくめないことができるものとしている。<sup>注(9)</sup>」このように、主要先進国のうち、イギリスのみが原則として支配力基準を採用している。しかしながら、イギリスでも、議決権株式の50%超所有という単一の持株比率基準はみられないものの、ある親会社とその他の子会社群との合計持分に対し、支配力基準または持株比率基準の条件が満たされているときには、ある会社は連結されなければならないとの表現をみることができる。<sup>注(10)</sup>以上の考察からわかるように、連結の範囲を決定する際の判定基準としての支配力基準は、やや主観的であって客観性に欠けるきらいがあるという理由から、現実には持株比率基準とあわせて用いられることが多いのである。

さて、ここでわれわれはもう一度、原点に立ち返って、連結財務諸表制度が出現してきた背景について若干考えてみよう。そのことが連結財務諸表制度における支配力基準の地位を端的に示すこととなるであろうからである。つまり、個別財務諸表のみでは、当該企業の経済力を表示することができないということが、連結財務諸表制度の出現してきた主要なポイントであった。したがって、連結財務諸表では支配力基準が基本とならなければならない。他方、個別財務諸表では法律的な関係が支配的であるから、持株比率基準が基本とならなければならないのである。

以上要するに、連結財務諸表制度においては、持株比率基準よりは、支配力基準が基本的に重視されなければならない。しかしながら、支配力基準は主として客観性に欠けるきらいがある。したがって、支配力基準に対して客観性を付与しなければならない。そのためには、支配力基準による連結の範囲の判定にあたっては、支配力基準を基本としながら、持株比率基準をも併用する必要がある。次節では、われわれは本稿で論じてきた連結の範囲の判定にかかわるさまざまな問題を整理し、あわせて連結の範囲の判定について若干の提言を試みることにする。

## 5. 連結の範囲の判定

日本の大蔵省企業会計審議会が公表した連結財務諸表原則では、連結の範囲の判定基準として、基本的に持株比率基準を採用していた。そこでは、議決権株式の過半数を実質的に所有していることが連結の範囲の判定基準とされていた。それと同時に、非連結子会社および関連会社に対する投資勘定の貸借対照表価額を、原則として、持分法で計上することになっていた。しかしながら、連結財務諸表原則を実際に適用する場合、日本においては持株比率50%以下でもかなり実質的な支配を行っているケースが多い、といわれている現状を考えてみなければならないであろう。

次に、ムーニッツは持株比率基準については、議決権株式の過半数所有が有効なテストであるとしながらも、持株比率そのものは支配を獲得するための道具であるにすぎないから、中央集権的支配の存在の方を重視しなければならないという。しかしながら、支配力基準についての、彼の態度は余り明確ではなかった、といわなければならない。

次に、持株比率基準による範囲の判定については、その特長として、実行可能性と客観性をあげることができる。しかしながら、この基準の欠陥は形式的であり、かつ、理論的にやや問題があることである。したがって、この基準のみでは企業の現実の経済的実体を十分に反映することができないのではないか、という問題点が残されたのである。

次に、支配力基準による範囲の判定は、実質的であり、かつ、理論的にもすぐれたものである。しかしながら、支配力基準による判定といっても、イギリスおよび国際会計基準公開草案第3号では、持株比率基準も部分的に併用されており、本来の支配力基準のみによる判定方法とはいえない。また、支配力基準はやや客観性に欠けるきらいもある。したがって、連結財務諸表制度においては支配力基準が基本とならなければならないが、それに対して客観性を付与するためには、持株比率基準をも併用する必要がある。

さて、持株比率基準は形式基準であり、支配力基準は実質基準であった。したがって、持株比率基準と支配力基準とは2者択一的なものではない。そこで、連結の範囲の判定、とくに日本の連結財務諸表原則の場合について若干の提言を試みることにする。まず、連結財務諸表原則の基本的な考え方を明らかにしよう。日本の連結財務諸表原則では、連結の範囲を判定するにあたり、持株比率50%超の子会社については、持株比率基準を適用して、これを連結子会社と非連結子会社<sup>注(11)</sup>とに区分し、前者に対しては連結の方法として全部連結を適用するが、後者に対しては持分法を適用することになっていた。なお、持株比率20%以上の関連会社については持株比率基準と支配力基準とが併用され、持分法を適用することになっていた。

しかしながら、私見では、持株比率としては一応50%以下—20%以上の段階と、50%超の段階とに区分する。次に、50%超の段階では連結財務諸表原則におけると同様に処理するが、50%以下—20%以上の段階では連結財務諸表原則における関連会社はこれを連結子会社とみな

して、持分法ではなく全部連結を適用するのである。つまり、持株比率50%超基準を実質的に切り下げて、20%以上まで連結の範囲を拡大するのである。なお、以上の持株比率基準に支配力基準を併用するならば、50%超の段階において、事情に応じて、該当する子会社（連結子会社あるいは非連結子会社）を支配力基準によって調整することも妥当であろう。かかる連結の範囲の判定方法を基本的に採用するならば、日本における連結財務諸表制度の一層の進展をもたらすこととなるのではないか、と思うのである。

この論文の作成にあたり、名古屋大学経済学部教授齊藤隆夫先生より数々の助言と御指導を賜ったことに対して感謝の意を表する。

- 注(1) 武田隆二氏は、開示能力を情報伝達力の意味に使用している。(武田隆二、「連結範囲の画定——連結財務諸表制度化の問題点(その1)——」会計、第107巻、第4号、森山書店、昭和50年4月、22頁。)
- 注(2) 大蔵省企業会計審議会、「連結財務諸表原則」、149頁。(会計、第108巻、第2号、森山書店、昭和50年8月号に所載。)
- 注(3) Ibid., 151頁。
- 注(4) Ibid., 160頁。
- 注(5) Ibid., 151頁。
- 注(6) 黒澤清、「連結財務諸表の国際制度論的比較」、会計ジャーナル、昭和50年10月臨時増刊号、第一法規出版、17頁。
- 注(7) Moonitz, M. The Entity Theory of Consolidated Statements, The Foundation Press, 1951, PP.20-29. (白鳥庄之助訳注、連結財務諸表論、同文館、1964、44-58頁。を参照したが、用語は必ずしも同一ではない。)
- 注(8) 国際会計基準公開草案第3号、第7項、ならびに、国際会計基準第3号、第4項、35項。
- 注(9) 黒澤清, op. cit., 17頁。
- 注(10) Accountants International Study Group, Consolidated Financial Statements, 1973, Paragraph 30.
- 注(11) 非連結子会社については、序でことわっているようにとくに触れていない。伊藤勝夫氏によれば、非連結子会社とは、「連結の範囲基準において『子会社』と判定されたが、連結目的上あるいは重要性の原則にもとづく除外理由によって、その連結範囲から除かれた会社のことである。」(伊藤勝夫著、新版連結財務諸表入門、日本経営出版会、1975年9月、174頁。)